

第 15 回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 19 号議案「公民館に指定管理者制度を導入することについて」を議題とします。提案説明を求めます。

公 民 館 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

管 理 部 長) 資料 5 からどういうことが言えるのですか。

教 育 長) では代表して、整理してお聞きします。

まず、市はなぜ市民会館や公民館を指定管理にしようと考えたのですか。指定管理をすることにどういうメリットがあるのか。一般論でも結構です。指定管理をすることの目的は何ですか。

公 民 館 長) 指定管理制度の目的につきましては、コストの削減とサービスの向上です。

教 育 長) そうですね。では、今話していた資料 5、21 ページ、22 ページのコスト削減に対して、データとして見られると思います。市は一般財源としてお金を出しているわけですね。

公 民 館 長) はい、そうです。

教 育 長) 一般財源で見ると、23 年度は市民センター全体に対して 5,940 万円ほど出しています。26 年度は 5,200 万円です。しかし、公民館の一般財源は 23 年度が 430 万円で、26 年度は 1,400 万円になっています。

トータルで言うと、26年度の一般財源は5,200万円と1,400万円を足して6,600万円ほどかかっています。23年度は5,940万円と430万円を足して6,300万円ほどです。ということは、現在は若干増えたわけですね。しかし、単純にそれを比較してはいけないのは、人件費がどうなっているかということになってきます。

委託をすることによって、人件費は23年度と26年度ではどうなっていますか。金額は増えたように見えますが、人の数はどうですか。

公民館長) 資料8のとおり人数は減っています。金額ベースではございません。

教育長) 24年度には増えていますか、減っていますか。

公民館長) 23年度は合計17名いましたが、27年度については14名で、正規職員は減っています。

教育長) 正規職員は何人減っていますか。

公民館長) 2名減っています。

教育長) 2名減ったのですね。

お金だけで考えたら、賃金については出ていませんが、正規職員の減について減っているけれども、それ以外では少し増えているということですね。

サービス面についてはどうですか。

公民館長) サービス面については具体的な比較はしていないのですが、直営時代と同じようなサービスをすることを目標にしてきました。今のところ、公民館運営審議会の委員さんからは、同じようなサービスで、少し民間事業者のノウハウが入ったような事

業を実施していただいたという評価をいただきました。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

社会教育部長) 補足説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

資料5、23年度の表の一般財源合計が、市民センターと公民館を足しますと6,370万円程あります。26年度につきましては一般財源の合計が7,290万円程ございます。その差は、大体920万円です。ただ、26年度から消費税が8%になっているということで、3%については26年度のほうは当然かかってもいい経費です。それから、表の中に(臨時)と書いているところがあります。この臨時的な、突発的な工事等が23年度も26年度も、それぞれ種類が違いますし、金額も違います。この差が大体300万円です。

それぞれ、今ご説明しましたもろもろの金額を差し引くと、26年度にかかった分の経費が210万円弱になります。

その210万円弱の中に、委託した分の人件費がそのまま2名分と言っておりましたが、この表では再任用職員も同率に考えております。ですので、23年度については7名でした。24年度は3名ということで、4名削減されています。ということで、教育事業のほう、公民館事業に係る人が4名削減されていることになります。その人たちが、26年度の委託料の金額の歳出に含まれて支出されています。こちらは当然人件費が含まれない金額ですから、これと比べても大きな差が生じており、効率を上げることが、委託によってできているということになっています。

管 理 部 長) 26年度の一般財源は6,700万円ではないですか。そ

んなに増えていないです。

社会教育部長) そうですね。計算が間違っていました。すみません。

教 育 長) 人件費分が大分落ちているということですね。

社会教育部長) そうということですね。

木 村 委 員) 人件費は幾らぐらい落ちたのですか。

結局そこが金額的にどうなっているのかが、この資料を出していただいて口頭で説明されてもわからないです。それをこの場で判断しろと言われても、きちんとした判断はできないと思います。

社会教育部長) 給与費については所管のほうで掌握できてないものですから。

木 村 委 員) 推計でもいいですが、大体どうなっているのか、大きな傾向が示されていないとわからないではないですか。

社会教育部長) 平均で1人あたり600万円から700万円というところ
です。4人ですと、1人600万円としても2、400万円
です。

管 理 部 長) 正規が600～700万円で、再任用がいくらくらいとい
うのは、大体出せるかもしれないですね。

木 村 委 員) 委託はそうですね。指定管理になった場合に、どれだけコ
ストの削減を目指せるのかということも判断材料になるのです
が、そこがわからないので判断ができませんよね。

松 本 委 員) そうですね。委託のときと比較しても指定管理のことは決
められないですね。

社会教育部長) 指定管理については算定がなかなか難しく、利用料金だけ
では賄えないところになります。今の支出をかんがみて、

80%ぐらいのところでは利用料金を差し引いた残りを市が負担します。この支出総額に基づくものとして、指定管理に任せるといふ形になります。

市役所の下に駐輪場がありますが、そこは利用料金制になっていまして、全てを市が負担はしていません。公民館や、特に図書館をもしやることになれば、図書館については利用料金を全く取っていませんから、かかっている経費は全額市が持ち出すということになります。

一方、公民館のようなところは一部貸館をやっています。その貸館の平均利用料金から、幾らぐらいの収入があるかを見込んで、全体の支出をそこから差し引いた残りの80%ぐらいの金額を指定管理料として市が負担をします。指定管理料は今の総額の、おおよそ80%ぐらいになります。

教 育 長) 口で説明されても、わかりづらいですね。

木 村 委 員) 審議会である程度議論はしていただいているので、その議論を追認しろと言うのであれば、そうなのですが、やはり教育委員会できちんと判断するためには、こういう資料の出され方をして口頭で説明されてもわかりません。

先ほど一般財源の話もされましたが、この金額も間違えてお話をされるし、事前にこの資料を見ても、まず何が問題なのか、わかりません。この場に来て、いきなりこの説明を口で言われて、それで判断しろと言われても無理ですよ。

ですから、それであれば、趣旨や説明をつけた資料を事前に出す等、何か工夫をしていただかないと困ります。我々教育委員は、形だけとにかく追認するつもりでやっているわけではご

ざいません。

直前でこういうことを出されても非常に困ります。私個人としては本日、これはもう結論は出せないと思います。

小石委員) それと同時に、前回審議会でどういう意見がでて委託という方向になったのか、要約して話をさせていただきたいと思います。こういう条件の中で4月、7月はこういう話になって、その上で新しくこういう意見が出て、さらにどう条件が変わったのか、あるいは変わっていないのかというあたりが次のステップになってくるわけです。

私の考えから言うと、先日の話で、何か事情があって大きく変わったとは思えません。ここで一応議論したようなことについて、もう一度それを確認する中で結論を出そうかなという感じではおりました。

そのあたりはどうですか。

社会教育部長) 2月の審議会の結果がどういうご意見になったか、ということですね。最終の決断をされるときに、委員さんからは、業務委託はもともと賛成ではなかったが、ここ数年で確認できたところによると、今の業務委託には非常に満足しておられるということでした。何かあったとき、すぐそばに市がいて、こういうふうにしてもらいたいということや、こういうことはどうなっているのかということ、そこまでが市職員で是正されます。ですから、利用者と市職員、そして委託業者という、このトライアングルの関係が非常にいいというご意見がありました。それは皆さん異口同音に言われていました。全員一致で、指定管理になると利用者や市の意見がなかなか届かないという不安が

やはりあるので、現状の委託を維持してほしい、この状況がいいのだというご意見でまとまって報告が出されていきました。

浅井委員) 市として、指定管理にしていくという方向性は、持ち続けるのですか。

社会教育部長) 状況は刻々と変わってまいりますし、社会の変化もございます。この行政改革の期間は、28年度までの5年間の計画でしたので、28年度までの方向性として今回ご審議いただいたと思っております。今後、状況が変わっていく中で、当然内容も変わってくる可能性はあると思います。

現在、市民センターは築50年余りになります。市の保全計画では60年をめどに建てかえを検討することになっておりますから、この8年くらいの間に市民センターは建てかえを検討する時期になってきます。

経年と共に、突発的な工事が毎年5件以上入ってきています。設備や備品も消耗していきますから、その都度、職員が状況を判断して指示をしなければいけないということがあります。この状況の中で今、指定管理者にそのまま出していくのは非常に難しいかな、そういう課題はあるかと思っております。

浅井委員) 資料6、他市の公民館の状況というのは全国調査ですか。

公民館長) そうです。

浅井委員) では、今はまだ86.8%が教育委員会の管理下にあるということですね。ですが、8.3%にあたる98件はすでに指定管理に移っている。

公民館長) はい。この資料によると、そのとおりです。

浅井委員) 近隣市でもいろいろな場合があると思うのですが、隣の市

で、あまりうまくいっていないという例も聞いています。三田市の郷の音ホールは、もしかするとすでに指定管理になっているかもしれませんが、そこは非常にうまくいっているということです。

いろいろな形で成功例と不成功の例があります。今、全国で98の例があるので、その調査をしていただいたらいいのではないかと思います。指定管理にするにしろ、しばらく業務委託の形を保っていくにしろ、まだまだ調査は足りていないと思うので、詳しく調査して、そこから方針を固めていくべきではないかと思っています。

小石委員) これもまだそういうことが成熟していないのかもしれないですね。図書館や美術館のように、ある程度業務のイメージができるようなものは指定管理で自然に入っていける。そういう意味では、これから先、もう少し成熟してくると指定管理に安心して任せられるようになるかもしれません。ですが今の状況は、話を聞いていると、まだ少し抵抗があるかなという印象を受けました。

公民館長) 他市の公民館に行くことがありますので、どうなっているのかなというのは確認させていただいています。

直営のところもあり、ここは委託なのかなというところもあるのですが、比較的規模が小さい、芦屋で言う集会所のようなところも公民館です。芦屋の公民館については、教育事業を中心に行っていて、比較はなかなか難しいです。同様の公民館ではなかなかありません。

松本委員) 本日は、芦屋市行政改革の見直し計画で27年度に教育委

員会で指定管理制度導入に対する方針決定をして、それに基づいて28年度があるということで、その方向性を教育委員会で決めないといけないということですね。

公民館運営審議会で前回いただいた、業務委託の形で継続してほしいというお話以後、何も変わってないということでしたら、やはり教育委員会でそこを飛び越えて無理やり指定管理という決定はできません。説明もいただけていませんし、それを判断するだけの材料がないということで、業務委託のまま28年度は様子を見るという形の決定でもいいのですか。それは決定にはならないですか。

教 育 長) 行政改革のプログラムで組まれていて、軌道修正がありました。教育委員会も何かの形で進めていこうということですね。

最初になぜ指定管理について聞いたのは、そもそもなぜ市がこういうことをしようとしたのかを教育委員会もオーソライズする中で、そのメリットをとるということで指定管理の方向性も持っているからです。

しかし、谷崎潤一郎記念館のように専門家集団に任せてうまくいっているところと、市民が参画して、市民と行政が両輪として運営していくという施設とは違います。後者にとって本当にそれがいいのだろうかということを考えなければいけません。これがやはり教育委員会の役割だと思います。

市の方向で、お金の面とサービス向上の両面を求めて進めたとして、指定管理で今まで以上に成果が見込めない、反対にデメリットが多いということになるかもしれません。その時には、変えないほうが良かったんだというのではなく、さらに何がで

きるかということを考える必要があります。ソフト面に関しては芦屋市のかかわりは大事だけれど、物的管理については、指定管理で専門家集団に任せたいほうがいいのではないかという議論をさらに深めていく必要があると思います。

そういう意味で、教育委員会の会議の中で、今はそこまで踏み出せませんが、ここについてはきちんと議論を続けることが必要です。

ですから、今の事務局のスタンスとしては、行政改革でここまで上がってきましたが、指定管理ありきの議論をここでしてくださいという考えは根底にはないということです。

浅井委員) 資料5-1、5-2で、人件費は簡単に言うと3名減っているということですが、やはり明らかにその歳出は少なくなっているのでしょうか。例えば美術博物館や谷崎潤一郎記念館の例で言うと、直営のときから比べてどうでしょうか。

社会教育部長) 減っていると思います。

浅井委員) やはり減っているのですね。ある程度、市民センターの場合でも業務委託をしているということで施設の管理事業の委託、そのあたりで民間の活力は導入されていると考えていいと思います。コストのことで民間活力の導入、サービス向上という点から言うと、現状でも、十分その役割は果たしていると思うのですが、指定管理になった場合、今と大きく変わるのはどこですか。

教育長) 今、議会のほうから情報が入ったのですが、16時30分から本会議が再開します。

先程、木村委員からご指摘があったように、本質的な説明と

どうか、具体的な数字が示されていません。教育委員会としての判断根拠や材料が十分ないと、事務局として委員の皆様判断していただくことはできないと思います。議会開会までの10分足らずで説明することは不可能だと思います。本日いただいた宿題を次回の教育委員会の中でお出しして、そこで結論を出していくことをご了解願えないでしょうか。

今の状況で結論を出すというのは、教育委員の皆さんに失礼だと私は思いますので、継続審議ということをお願いできますか。本日は中途半端になりまして、申し訳ございません。

〈第19号議案は次回に持ち越し 継続審議〉

教 育 長) 閉会宣言